

令和2年第1回美幌町議会定例会会議録

令和2年3月 3日 開会

令和2年3月18日 閉会

令和2年 3月18日 第10号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 1 1 番 岡 本 美代子 君
4 番 高 橋 秀 明 君
3 番 大 江 道 男 君
- 日程第 3 決議案第 1 号 「民族共生の未来を切り開く」決議について
- 日程第 4 意見書案 1 号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書について
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分¹の報告について(給食センター敷地除雪時に発生した飛び石による物損事故の損害賠償)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分²の報告について(工事請負契約の一部変更)
- 日程第 7 報告第 4 号 定期監査報告について
- 日程第 8 報告第 5 号 例月出納検査報告について(11月～1月分)
- 日程第 9 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 馬 場 博 美 君 | 8 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 藤 原 公 一 君 | 10 番 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 11 番 岡 本 美代子 君 | 12 番 上 杉 晃 央 君 |
| 議 長 14 番 大 原 昇 君 | |

○欠席議員

- 13 番 松 浦 和 浩 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- 美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
教 育 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 副 町 長 高 崎 利 明 君 | 総 務 部 長 小 室 保 男 君 |
| 民 生 部 長 那 須 清 二 君 | 経 済 部 長 石 澤 憲 君 |
| 建 設 水 道 部 長 川 原 武 志 君 | 病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君 |
| 事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君 | 会 計 管 理 者 武 田 孝 司 君 |
| 総 務 主 幹 関 弘 法 君 | 防 災 危 機 管 理 主 幹 河 端 勲 君 |
| ま ち づ くり 主 幹 田 中 三 智 雄 君 | 政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君 |
| 財 務 主 幹 中 尾 亘 君 | 契 約 財 産 主 幹 大 場 正 規 君 |
| 税 務 主 幹 片 平 英 樹 君 | 環 境 生 活 主 幹 渡 辺 靖 行 君 |

児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	佐々木齊君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	施設管理主幹	以頭隆志君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	川口真人君	教育部長	田村圭一君
学校教育主幹	遠藤明君	学校給食主幹	斉藤浩司君
社会教育主幹	露口哲也君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	佐藤和恵君
議事係長	鶴田雅規君	議事係長	新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから令和2年第1回美幌町議会定例会第16日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、松浦議員、病気療養中のため欠席の旨、届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君）〔登壇〕 私

は、さきに通告いたしました2点、3項目について質問いたします。

まず、大きな1点目の福祉行政についてです。

1点目、認知症への取組について、2点目、介護施設へのボランティア等についてです。

まず1点目、認知症への取組についてです。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳になる2025年には、認知症の人は5人に1人となり、全国で730万人に達すると推計されています。

町では、2025年には高齢者人口が6,935人で、高齢化率38.3%になると推計されており、約1,300人が発症することになります。

今後、予防法や治療などが開発されると考えますが、早期発見と治療が重要と考えます。

町では、早くから居場所づくりや講演会、サポーターの養成などに取り組んできた経過がありますが、介護を担ったり、認知症になって悩みを抱える人が認知症の知識や相談場所を知らないこともあり、発信し続けていかなければならないと考えます。

1点目、町が推進する認知症予防のための施策をお聞かせください。

2点目、高齢者の単身世帯における認知症の早期発見対策をお示してください。

3点目、町内脳神経外科の閉院、国保病院脳神経外科が休診となっておりますが、現在の受診先などの状況についてお聞かせください。

4点目、認知症の介護者を支える取組についてお聞かせください。

5点目、認知症になっても安心して暮らせる取組についてお示してください。

二つ目の介護施設へのボランティア等についてです。

平成30年度の要支援及び要介護の方は

1, 2 2 6名で、今後も、高齢化に伴い介護を受ける方は増加すると思われませんが、全国的に介護職員は慢性的に不足していると言われていました。

介護施設においては、当て布作りや慰問など、ボランティア活動をする方が多いと考えますが、介護施設がどのようなボランティアを希望するのかを調査することで少しでも手助けをすることができるのではなにかと考えます。

また、ボランティアポイントの導入により、介護をお手伝いする仕組みづくりができるのではと考えます。

町長の考えをお示してください。

大きな2点目の教育行政についてです。

1点目、小中学生の重いかばん対策についてです。

近年の学習内容の増加や分かりやすさを重視した教科書の大判化などで、2018年の教科書の総ページ数は2006年と比べ、小学校は38%、中学校では31%増加していると言われていました。

健康に影響を与えかねない重さを考慮し、文部科学省は、2018年9月に、通学時の持ち物の重量を軽減するよう全国の教育委員会に通知され、9月議会で質問した経過があります。

そのときの答弁では、校長会議において情報交換と対応について協議を行い、各学校や学年ごとに対応状況を確認するとともに、家庭学習を視野に入れた指導を重要と認識し、工夫例や北海道教育委員会の実態調査などを参考として、何を学校に置くこととするかについて、校長会や保護者と連携を図りながら、児童生徒の携行品の重さや量について検討していきたいとの答弁でしたが、その後の対応等についてお知らせください。

以上の3点をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

なお、教育行政につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

福祉行政について。

1点目の町が推進する認知症予防のための施策についてですが、全ての高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防するための介護予防教室の開催や、老人クラブやサロンなどでの出前教室を実施しております。

2点目の高齢者の単身世帯における認知症の早期発見対策についてですが、高齢者や家族が抱える不安、悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口である地域包括支援センターの周知を行っております。

地域包括支援センターでは、平成30年度に1,191件の相談を受けており、相談を受けた方々を含め、高齢者の心身状況、介護者の状況、関係機関の支援が必要かどうかなどの実態把握を374件実施しております。

また、平成31年3月末現在、75歳以上の独居高齢者1,173名のうち、町や介護保険のサービスを利用していない高齢者423名の心身状況などについて、民生委員より情報を提供いただき、21名に対し訪問することで、介護保険サービスや見守り活動へとつなげております。

3点目の町内脳神経外科の閉院、国保病院脳神経外科が休診となっており、現在の受診先等の状況についてですが、国保病院脳神経外科外来の休診に伴い、現在、町内には認知症を専門とする病院はないことから、北見市や網走市の精神科または脳神経外科病院を受診し、診断や治療を受けることとなります。

町外を受診が難しい方もいらっしゃることから、かかりつけ医の下で認知症の治療を受けられる方もおります。

4点目の認知症の介護者を支える取組についてであります。地域包括支援センターでは、男性ならではの介護の悩みや、様々な体験談などの情報交換を行う男性介

護者の会を実施するとともに、令和2年度には、認知症の方やその家族などの通いの場である認知症カフェの開催を計画しております。

また、認知症初期集中支援推進事業により、家族の依頼に対して、複数の専門職が医師の指導の下、認知症が疑われる方または認知症の方及びその家族を訪問し、医療や介護サービスなどへつなげるとともに、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に実施しております。

5点目の認知症になっても安心して暮らせる取組についてですが、認知症サポーター養成講座、緊急通報装置の設置、位置情報検索機器の貸出し、配食サービス、乳酸飲料の配達、認知症高齢者宅訪問による話し相手、携帯電話を活用した認知症高齢者等SOSネットワーク「あんしんねっとびほろ」、民間事業者との見守りに関する協定など、関係団体と連携を図りながら、様々な見守り体制の取組を実施しております。

次に、介護施設へのボランティア等についての御質問ですが、介護保険施設や認知症対応型グループホームでは、各団体や自治会を中心としたボランティアの方々が、当て布の提供、花壇の花植え、夏祭りのスタッフなどの支援を行っており、ボランティアのニーズについては、ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会にて行うこととなっております。

元気な高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるという期待される一つの取組としてボランティアポイント制度があると認識しております。

ボランティアポイント制度については、ボランティアセンターを担う社会福祉協議会と協議を行い、介護支援に係る制度設計のための時間をいただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

す。

以上答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 岡本議員の御質問にお答えいたします。

平成30年9月に文部科学省から、児童生徒の携行品に係る配慮についてとして事務連絡があり、身体の健やかな発達に影響が生じかねないことの懸念や、保護者等からの配慮を求める声が寄せられているため、携行品の重さや量について各校で検討した上で、必要に応じて適切な配慮を講じてほしい旨の内容でありました。

御質問のその後の対応等についてですが、家庭学習を視野に入れた指導が重要であることを前提としながら、各校においては、保護者アンケートや学校評価における保護者からの問合せなどを考慮した結果、現在は町内全ての小中学校において、いわゆる置き勉対策が講じられているところであります。

小学校では、芸能教科、音楽、図工、家庭科等の教科書、地図帳、資料集などを、中学校では、芸能教科の教科書、ワーク類、副教材といったように、家庭学習に大きな支障を来すものではないと考えられる書籍類を教室内に常時置いておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上お答え申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは、認知症への取組についてから質問していきます。

予防策はいろいろやっていることもある程度は知っているのですけれども、介護予防教室は、要望に応じてなのか、それとも毎月とか年に何回とか継続的にやっているのか、その回数がもし分かればお願いしま

す。また、出前講座をやっていることは知っていますけれども、出前講座には何度くらい行っているのか、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まず、介護予防教室については、要望に応じて行っております。昨年度の実績でございますが、老人クラブ等の団体につきましては27回、老人クラブ以外の団体につきましては26回行っております。

また、介護予防の出前教室につきましても、昨年度は1か所で3回行っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 結構行っているのだなと思いました。私たちも高齢者の集まりをつくっていて、町の出前講座をお願いするのですが、あまり長いと本当に不評なのです。こちらのわがままなのですが、いいところ45分、面白かったら1時間ぐらいで、こういうものを受けてみませんかと言っても、みんなは、どちらかというと嫌だなどと言います。面白く、分かりやすく、時々というコツみたいなものがあると思うのです。ぜいたくを言わせていただければ、そういうふう工夫していただきたいと思っています。

ただ、私が言いたいのは、ある程度の継続性があるって、常にやっているということです。これだけの自治会がありますし、老人クラブの団体もいろいろあって、やってほしいというところや、あまりやってほしくないというところ、少人数で集まっているところもありますが、やはり、短時間で数多く受けられるほうが受ける側も負担がないと思いますし、短く楽しくとか、これから工夫して皆さんに予防教室や講話を広げたいと思います。

今後、その辺のところはどうでしょう

か。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、確かに、飽きさせないというか、ある程度短い時間で内容の濃いものが大切かと考えておりますので、今後は、保健師等とも、飽きないような内容を検討してまいりたいと思います。

また、継続的に実施することが大切だというのは、そのとおりだと思います。ちなみにですが、平成29年度におきましても年間で62回ほど行っておりますので、こちらも待っているだけではなくて、積極的に教室の開催について呼びかけて、実施していけるように考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 認知症の予防とかサポートに対しては、オレンジのリングとか、結構早くから取り組んでいます。テレビ、新聞などではいろいろと取り上げられていましたが、今は中休みと言うとおかしいですけども、一般化してきたといえますか、これは継続的なものにしていかなければならないとつくづく思ったのです。ですから、予防だけではなく、認知症になってしまった人に対する接し方とか、介護施設の人の話を聞きますと勉強になることがありますので、そういうことも組み入れていってはどうかと考えております。

次に、2点目の単身世帯での認知症の早期発見についてです。

私も、いろいろな方を知っていますけれども、独り暮らしの人が認知症になったときには、かなり進んでから発見されるのではないかと思います。周りでそうなった方を見ていまして思うのですが、独り暮らしであるということと、体は非常に元気であるということで、どうしても発見が遅くなります。

認知症の症状として、例えば、いつでも

電話をかけてしまったり、昔のことを掘り起こして怒って電話をかけたりして、皆さんが近づかなくなってしまうのです。私はそういう方を何人も知っていますが、最終的に発見されたときは、どこかの精神科病院に入るといふふうになってしまふ。

認知症というのは、大きく分けて4種類ぐらいあり、ほかの疾病と同じように、進み方や症状は一人一人違います。認知症だと言われても、家族もいて、その地域で近くの方と仲よくしながら、長い間暮らしていける人もいます。その違いは何かというと、やはり独り暮らしをしている人は発見が遅くなるということだと思います。

体はある程度元気だったり、地域と全く交流がないわけではないので、できることもいっぱいあるのです。そのように、発症したとしても、その地域の中で仲よく暮らしていけるので、早い段階で発見するというのは、非常にその方のためにもなるのではないかと思っています。

どういうふうに見つけるかということですが、民生委員の情報とか、単身世帯には定期的に訪問しているということで、ここに数字をお示しいただきましたけれども、今のところ、ほとんど網羅されているということでしょうか、そこをもう一度お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、今、岡本議員がおっしゃるとおり、早期発見が非常に重要だと考えております。

やはり、独居の高齢者をいかに発見できるかということが重要かと思いますが、介護保険のサービスを使っている方については、ケアマネジャーがついておりますので、そういった方は大丈夫かと思うのですが、一番は、介護サービスを使っていなくて独居であるという方をいかに発見するかだと思います。

1回目の答弁で申し上げましたとおり、現在は地域包括支援センターにおきまして、こういった方を定期的に訪問している状況でございます。おおむね二、三か月に1回はそういった家庭を訪問して状況を確認しております。

あわせて、民生委員とも連携しながら、ちょっとした行動の変化があったときには、役場なり地域包括支援センターなりにつないでいただくような体制を取っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 認知症ではないかということは、その人の尊厳に関わることです。地域にそういう方もいらっしゃると思いますが、やはり近所の方が一番分かるのです。会合に来なくなったり、物忘れが多くなったりということで、気がつくのですけれども、そこをどうやってつないでいくかだと思うのです。保健師が高齢者の訪問のように、うまい入り方ができないかと思っておりますので、その辺は工夫をいただきたいと思っております。

介護保険も使っていないくて、元気で活躍されている方にそういうことが多いのです。ですから、最終的には親戚の誰かが行って、病院に入れるということになってしまうのですが、そうならないためには、早い段階で発見するということだと思います。

例えば、Aさんという方がいたら、Aさんと仲よくしたり、Aさんを支える人はこの人だなということで、その人をサポートしていただくようお願いするというような地道なことも大切ではないかと思っております。介護保険に行く前にもそういうことができるのではないかと思います。民生委員をうまく使ったり、地域のみんなで支えるような取組を、しかも継続性があるということがすごく大切だと思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 今、議員がおっしゃられたとおり、隣近所の方が発見するという事は一番多いと思いますが、そういったときにいかにつないでもらえるかという、そういう体制をつくっていくことが重要かと思っております。そういったときには、地区には必ず民生委員がおりますので、そういった連絡を民生委員にして、民生委員から地域包括支援センター、役場、保健師につなぐということで現在も取り組んでおります。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 保健師は地域に本当にうまく入っていただけるので、介護保険に行く前にも、地域からこんな相談をしたいという電話があれば、保健師にやっていただきたいと私は思います。

例えば、介護の車が来ていたら、何で来ているのかという声もあると思うのです。やはり、その方の尊厳もありますので、その辺はうまくやっていただきたいと思えます。そうしながらも、地域の協力もいただき早期発見ということと、早期発見されれば、普通の暮らしができるということがもう証明されています。そして、ちょっと症状が進んだとしても、町内に子供がいたり、北見辺りにいけば、長く地域で暮らせるので、できれば住み慣れた地域、我が家で長く暮らすということには本当に心血を注いでいただきたいと感じています。

次に、3点目の医療体制に入ります。

残念ながら、国保病院に脳神経外科の先生がいなくなりましたので、答弁のとおり、北見、網走に行かなければ駄目だということですが、最初の診断のときに一度は行かなければならないということなのか、定期的に行かなければならないのか、美幌で診断はできないけれども、ほか

の治療はできるのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、認知症につきましては、精神科もしくは脳神経外科が専門科になっておりまして、現在、美幌町にはないということから、北見、網走のそれぞれの病院を受診して治療を受けることとなります。

ただ、美幌町内でも、かかりつけ医の下で治療を受けている方も現在いらっしゃるということでございます。ですから、最初は専門の病院に行くかもしれませんが、その後、かかりつけ医に引き継ぎながら、地元で治療を受けることも可能ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 新年度予算の審議のときに、美幌町内で認知症のサポート医の資格を取ったという報告がありまして、本当によかったと思えます。

がんは2人に1人などと言いますけれども、本当に高齢者の5人に1人が認知症になれば、今後、大変な数になっていくと思えますので、予防と、そうなった後に有意義な生活をするということが必要だと思っています。

また、介護者を支える取組として、男性だけの集いをやっていて、例えば認知症カフェの開催を計画しているということですが、もし今の段階で分かるものであれば、大まかにどういうものかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、介護者の方々が情報を共有する場ということで、特に男性の方々は、家族の方も含めまして集う場ということで、男性介護者の会を実施して

おります。

平成31年度は3回実施して、22人の参加がありました。平成30年度は6回実施して、42人の参加ということで、調理実習や情報交換などによりまして、ストレスの発散などに取り組まれている状況です。

認知症カフェにつきましては、地域包括支援センターで主体的に取り組まれるということで令和2年度に計画しておりまして、まだ具体的な内容までは至ってはいないですけれども、おおよそ年2回開催できればと内部で話しております。

こちらにつきましては、先ほどの男性介護者の会と同じですけれども、認知症になりますと、気力の喪失や失敗への不安などから家に閉じこもりがちになるため、そういう方々の介護をされている家族も、御本人も含めて社会との接点をつなげられるように出ていただきまして、まずは、広さとかまちの中心地にあるということで、しゃきっとプラザが想定されておりますけれども、そこに専門職の方々も集まっておりますので、100円とか200円という安い料金で、飲み物もしくはちょっとしたお菓子をつまみまして、皆さんでおしゃべりしながら情報交換、もしくは認知症に関する講話を聞くような場にできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 認知症カフェについて、大まかには分かりました。

認知症カフェではないですけれども、大通北3丁目でやっている、ふらっとホームさららがあります。私もちょっと関係してまして、宅配事業の拠点としてオープンしたのですけれども、ふらっと誰でもいいから入ってきたらいいなという思いを込めてふらっとホームと名づけました。

ここにおいていい事例がありまして、今、その方は美幌町にはいないのですが、

さららはもう3年になりますけれども、オープンしてから2年は月曜日から金曜日まで毎日来ていただきました。そこにいる店員さんが、今日はコーヒーを1回飲んだよとか、アイスクリームをもう2回食べたから3回目は駄目だよとか、お弁当が来る時間だからもう帰って家にいたほうがいいよとか、ちょっとアドバイスするだけで、その方が本当に毎日楽しく来ていただいて、その辺に座っていたり、人と話したりしているのです。

そこに来る方はその1人だけではないのですが、毎日開いていて、手続を取らなくても入れるという意味では、その方にとっては本当にいい場所だったのではないかと思います。オープンから2年間通っていただいて、最終的には息子さんが遠くの施設に入れるということで引っ越していかれました。近所の方もいらっしゃいましたけれども、カフェとしてやっているわけではないのですが、そういうものが地域にいっぱいあれば、認知症になっても、人と交流を持って暮らせるのではないかと思います。

よくまちの中を歩いている人がいて、物悲しいと思ったこともあります。言い換えれば歩けるのです。見守る人がいたら歩けるのではないかと考え直したといいますか、家に閉じこもっていてもいいのだ、誰かに見守られていれば歩くことができるのだ、やはりそういう地域にしていかなければいけないのではないかと考えたのです。

例えば、年に2回、同じ悩みを持つ方が集まる場も必要ですが、常時、ちょっと寄れるところがあり、これからサポートしようという方には、そういう方が寄ったときの対応といいますか、誰がやるかということになるのですけれども、やれることあるのではないかと考えます。

その辺で、もし町長に何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの御質問でございますけれども、認知症は誰もがなり得るものでございまして、家族など身近な人が認知症になることを含めまして、多くの人にとって身近な問題になっております。

完治は非常に難しいものでございますので、認知症の発症を遅らせて、認知症になっても、岡本議員がおっしゃられたように、希望を持って日常生活を過ごせる地域を目指して、認知症の人や家族の視点を重視しながら、住みなれた地域の中で守られて、自分らしく暮らしていける取組として、先ほどお話をしました認知症サポーターの養成や相談先の周知を図るとともに、認知症カフェを含めまして、地域の方々からいろいろな情報をいただきながら、早期発見、早期対応をすることによって、共生と予防の施策を推進していきたいと考えております。

どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 私たちの自治会でも、高齢者のグループをつくって、食事会などを月1回していますけれども、コロナでできないということは寂しいだろうなと思います。月1回でもすごく楽しみにして、みんな元気を出してくれるのです。ほかの議員がおっしゃっていたように、これが町内にずっと広がっていただきたいと思っておりますし、それを超えて、常時、行けるところがあるということは非常に大切ではないかと思っておりますので、今後は、常設ということも考えていただきたいと思っております。

次に、5点目のボランティアポイントについてです。

答弁では、ボランティアポイントはボランティアセンターを担う社会福祉協議会と制度設計のための時間をいただきたいとのことでした。私も、早急にとは考えており

ませんが、ほかの議員もボランティアポイントについてはかなり前から質問をしていました。例えば、町長の考えるボランティアポイントはどのようなイメージなのでしょう、もしよかったら教えてください。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ボランティアポイントでございますけれども、基本的な考え方といたしましては、ボランティアポイントを導入することによりまして、活動に参加するきっかけをつくるのと、福祉人材の裾野を広げるといところが大きな趣旨かと思っております。また、介護ボランティアポイントにつきましては、介護保険を財源としておりますので、介護予防や健康寿命の延伸のために地域の仕組みを推進するというものでございます。

具体的な検討事項としましては、先ほど話をしましたように制度設計がありまして、例えば、ポイントの付与対象者をどういうふうにするのか、介護保険を使えますので、地域によっては、65歳以上の介護保険1号被保険者を対象にしてやるとか、ポイントの付与単位は、時間単位がいいのか、一日単位がいいのか、また、ボランティアに対してどのようにポイントをつけるかなど、仕組みに対して実施する対象事業所も含めまして時間を要しますけれども、こういう部分を整理しまして、介護ボランティアの制度設計をした後に実施し、検証していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 一時、地域通貨というものがございました。何かボランティアをしたときにこれをもらう。

私は商売人ですので、地域通貨もボランティアポイントもそうですけれども、どこかの時点で現金と似たようなものに替わらなければ回らないと思っています。

そういうふう考えたときに、スマップ

ーカードは非常に優秀で、履歴などが分かるのです。ですから、ボランティアポイントも、スマッピーカードをうまく利用してはどうかと思います。現金と同じような形で回って、ボランティアポイントがいっぱいたまった人は何かに交換できると。

ボランティアというのは、受ける人はいつも受ける、する人は常にするというものなので、どこかですっきりと決着させなければならぬと私は思っていますし、そうでなければなかなかうまく回らないのではないかと思います。

私は、せっかく町内にはスマッピーカードがあると思っているのです。こういうカード類に対して、今、自治体で一生懸命やっているところがあります。もちろん、美幌町も新年度予算でも地域振興のために多額の予算を投じていますが、行政がしていることなどに対してポイントを発行するところもあります。

私はあまり詳しくは知らないのですが、隣の大空町は非常に熱心に取り組んでいるようなので、その辺も研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） スマッピーカードの活用という御提案をいただきました。大空町で実施を進めているというお話を聞いています。ただ、スマッピーカードを使用するというのであれば、今お話のあった介護施設だけではなくて、一般の様々なボランティアに対しての付与をどうするかとか、還元の仕組みとか、スマッピーカードは町民全員に普及していないというところもあり、検討事項はさらに広がりますので、こちらはもう少し検討させていただきたいと思います。

初めに回答したように、今は介護施設へのボランティアポイントを先に制度設計して進めていきたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子

さん。

○11番（岡本美代子君） これから制度設計を考えるということで、ポイントカードをどういうふうに考えているか分かりませんが、スマッピーカードは非常に優れたもので、ある程度の人を持っています。もしボランティアポイントカードを発行すると、もっと広まっていくと思います。今、新たにボランティアをする人があまり増えていません。自分が車を出すとすると、ちょっとマイナスになる面があるので、たくさんのお金をもらうという意味ではなくて、100円あげるのはおかしいけれども、100ポイントあげるのはおかしくないという不思議なところもありますので、既存のカードがあることを頭に入れて、よく検討していただきたいと思います。

この問題については、これで終わります。

次に、介護施設へのボランティアについてです。

グループホームで仕事をしている方に話を聞くことができました。グループホームというのは認知症の方が多いということがあります。本当に大変で、今、ちょっと見てくれたらということが往々にしてあるのです。例えば、食事をするときとか、食事の支度をするときとか、ちょっと見てほしいときがあるという話を聞きましたときに、それは子育てと同じだなと思いました。介護ですから、専門的なことはできないかもしれませんが、私がここで言う介護施設のボランティアというのは、当て布作りということではなくて、もっと介護施設で日常のお手伝いができないかと思っているのです。

施設の職員が足りていないとなると、これは問題なのです。法律にのっとった人数で介護報酬をいただいているわけですから、足りていると答えると思うのです。ただ、現場で働く人たちは、ここをもう少し

手伝ってほしい、こんなところなら手伝ってもらえるのではないかと思います。思いながら働いています。

ですから、特養などは無理かもしれませんが、グループホームでは、このボランティアにもう少し頼りたいと考えているところがあると思います。

そこで、先ほど言いましたように、どういふところを手助けしてほしいかということです。それにどこまで応えられるかということはありませんけれども、まず、施設に対してそういうアンケートなり調査なりを試してみたいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、特にグループホームの施設の中での見守りということです。

議員がおっしゃられるように、介護従事者は、法的には基準を上回っておりますけれども、実際に施設を運営する側としては、施設にもよりますが、2人から3人くらい足りない状況にあるということもお聞きいたします。

その中で、ボランティアの方々の見守りということで、中には利用者の方が、有償ボランティアの絆びほろのさくらんぼの方々をお願いして、ちょっと見ていただくとか、話しかけてその方を見守っていただく、施設によっては、センサーがありまして、そのセンサーで施設に入っている方が動き回ると分かるとか、いろいろな取組がされています。

来年度に第8期介護保険事業計画を策定する予定でして、令和3年度から3年間の計画になりますけれども、そういう中で、議員がおっしゃられるように、調査といいますか、協議会の中でも関係者の方々にお集まりいただきまして計画を進めていく形をとります。その中で御意見を伺ったり、話をさせていただきながら、議員がおっしゃったようなことが解消できる糸口をつか

んでいければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 手が足りていないというのは問題で、上の人に聞くと、きっと足りているということになります。ただ、何かやっているときに、センサーが鳴ったら行けないとか、本当に大変な場面があります。

美幌町内の介護職員の疲弊を少しでも軽くするために、もっと踏み込んだ、中に入っていくようなボランティアが必要ではないかと思っております。

例えば、介護施設で職員が不足していると言いますが、私の知り合いで介護の資格を持っている方は5人以上いますけれども、誰も働いていません。その中に、フルで働くのはちょっと大変だけれども、週のうち1日1時間くらいだったら行ってもいいという人がいるのではないかと思います。介護保険が始まったときに、みんな資格を取ったけれども、今は実務についていない人が私の知り合いだけでも5人以上いますので、そういう方が入るといふこともできると思います。

令和3年度から3年間の計画を立てるといふことですが、私は、全てのグループホームが一斉にできなくてもいいと思います。例えば、早く取り組むのであれば手を挙げてくれるグループホームでモデル事業としてやってみる。そこで取り組んで、試すと言うとおかしいですが、モデル事業のように早く取り組むのもいいのではないかと感じておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

こういうところがボランティアポイントということになるのではないかと思います。車を出して行くとなると、高額ではないけれども、ちょっとのお礼という意味でボランティアポイントということになるのではないかと思います。

次に、教育行政に入ってまいりたいと思います。

例えば、学校によって違うかもしれませんが、いつから置き勉を実施したのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 置き勉の実施についてでございますが、平成30年度、前回議員から御質問いただいた少し後からでございます。よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） コロナウイルスが報じられるようになってから、本州から北海道からあちこちの学校の教室が映るようになったのです。そのときに、今までとは違い、かなり置いていっていることが分かりました。

それは、今までの既存施設に置いたのか、ある程度囲われたところに置いているのか、その様子を教えてください。それは、各学校で違うかもしれません。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 各学校によって多少の違いがありますが、基本的に各個人のロッカーに置いております。ちなみに、美幌中学校につきましては、今回、新年度予算でお認めいただきましたけれども、教室の後ろに背面ロッカーの整備を令和2年度以降に予定しているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 早々に対応していただいたということで、非常によかったと思っています。小学校2年生の孫のかばんを、「見て、こんなに重いんだよ」と持たされた記憶があります。

生徒個人が要らないものまで持つていくことも往々にしてあるのですけれども、教科書自体が重くなっているということで、早速、解決されたのだなと感じています。

以上で質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、11番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君）〔登壇〕 さきに通告してあります質問を順次させていただきます。

大きい項目で、美幌町職員定数についてということで2点、観光政策の方向についてということで1点です。

まず初めに、美幌町職員定数についての1番目として、美幌町職員と臨時職員についてです。

美幌町職員定数条例第2条によると、職員定数は町長の事務部局の職員159名、病院事業の職員100名、議会の事務部局職員4名、教育委員会職員28名、選挙管理委員会の事務部局の職員1名、監査委員の事務部局の職員1名、農業委員会の事務部局の職員4名、水道事業の職員8名で、合計305人となっておりますが、現在の実員の職員配置状況をお知らせください。あわせて、臨時職員及び嘱託職員の配置状況も提示ください。

2番目に、臨時職員の今後の対応についてということで、令和2年4月1日から、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時職員等の適正な勤務条件等の確保が求められ、任用や処遇上の課題を解消し、適正な運営を推進するための会計年度任用職員制度が昨年12月定例会で条例が議決されました。

これに伴い、臨時職員の大半は処遇改善

されるところであります。いまだ納得されていない臨時職員の方がいるようであります。臨時職員に対する説明、その対応をどのようになされたのか、説明をいただきたい。

また、臨時職員数については、単に会計年度任用職員に移行するのではなく、恒常的に必要な臨時職員数については正職員として採用する方法も必要と考えますが、町長の考えをお聞きます。

大きい項目の2番目として、観光政策の方向性について。

美幌町の観光事業への取組姿勢ということです。

我が国は、平成20年より、観光庁を設立し、観光立国をスローガンにして観光事業強化に力を入れてきています。国内観光旅行者数の拡大はもとより、インバウンド政策として、海外旅行者の受入れ強化に様々な施策を実行しております。

近年、多くの市町村で広域に連携し、地域市町村が一体となった観光事業を運営しているところが増えてきています。美幌町もその流れに沿って観光政策を推し進めていくと思いますが、現在の主な観光資源である美幌峠、みどりの村、峠の湯びほろの再開発の取組、また、農業体験型観光に見られる新たな取組も着々と進みつつあります。

新たな観光資源開発、さらに将来に向けての観光振興の取組など、今後の美幌町の観光の取組について、町長の考え方を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 高橋議員の御質問に答弁いたします。

美幌町職員と臨時職員について、職員数についてであります。令和2年2月1日現在で、町長部局は142人、病院事業は95人、議会事務局は4人、教育委員会は29人、選挙管理委員会事務局は1人、監

査委員事務局は1人、農業委員会事務局は3人、水道事業は8人、合計で283人となっております。

なお、教育委員会は定数を超過しておりますが、美幌町職員定数条例第4条第1項の規定により、町長部局との相互間で調整を行っているものであります。

続いて、臨時職員及び嘱託職員についてであります。勤務日が定まっていない代替保育士や確定申告事務など短期間のもの、除雪期間のみに任用する職員などを含め、本年度の現時点での累計で、町長部局は185人、病院事業は44人、教育委員会は124人、選挙管理委員会事務局は9人、農業委員会事務局は1人、水道事業は1人、合計で364人となっております。

次に、臨時職員の今後の対応についてですが、1点目の臨時職員に対する説明等、その対応をどのようにしたかについてであります。制度の内容や令和2年度以降の給与等の水準について、所属長から該当者へ説明を行っております。

また、勤務時間が短縮されることに伴い、年収が減となる臨時職員に対し、総務部より説明を行っております。

美幌町の会計年度任用職員に係る制度設計は、現在勤務されている臨時職員、嘱託職員を年収ベースで確保することを基本に行っておりますが、その中で、一部、扶養手当等が支給されなくなったことによって減収となる職員がいるのも事実であります。国が示す基準の中で最大限の制度設計を行った結果でもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、2点目の恒常的に必要な臨時職員数を正職員として採用することに対する考え方についてですが、時代の変化に伴う新たなニーズにどのように対応していくかが課題である中、民間活力の活用や業務の効率化などによって、現在の状況に応じた職員数の適正配置に努めているところであります。

今後も、人口減少などを背景に、地方を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと予想されており、その中で行政サービスを維持していくことになると考えております。

会計年度任用職員を直ちに常勤職員として任用する考えは持ち合わせておりませんが、常勤職員と会計年度任用職員がそれぞれ担うべき業務の内容や量について見極め、行政運営に支障が出ることがないように、適切な職員数を確保してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、美幌町の観光事業への取組姿勢についてであります。本町は、年間70万人の観光客を誇る天下の絶景、美幌峠を中心に、観光推進を図ってきており、さらに観光推進事業を実践的に展開していくため、平成28年には美幌町観光振興革新戦略ビジョンを策定し、平成30年には、着実にビジョンを推進していくため、アクションプランを策定して観光振興を図っているところであります。

また、近年は外国人観光客も増えていることから、英語版、中国語版の観光パンフレットを作成しており、美幌峠の案内板には英語での表記を行うなど、インバウンド対応も行ってまいります。

広域での取組としましては、美幌地区三町広域観光協議会や阿寒摩周国立公園広域観光協議会により、それぞれのまちの魅力や観光スポットを紹介していることや、阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトのステップアッププログラムに位置づけられています。屈斜路外輪山トレイルルートの開発に、近隣の自治体や観光協会、環境省と連携して取り組んでいること、また、サイクルツーリズムの推進による広域的な周遊観光振興を目的に、2市3町で構成するオホーツクルート協議会に参画し、連携して広域観光推進を図っているところであります。

観光資源の再開発についてであります

が、平成29年度に美幌峠レストハウス2階を全面改修しており、今年度においては、峠の湯びほろにRVパークを整備して、利用される皆様のために環境整備を行っております。

今後の美幌町観光の取組であります。見る観光から体験する観光へと観光客のニーズが変化してきている時代であり、この変化に対応した観光を重点的に推進してまいりたいと考えているところであります。

具体的には、農業体験や星空体験などを企画、実施しています。美幌町観光まちづくり協議会とともに体験型観光を推進しており、現在、観光振興のために配置しています地域おこし協力隊に加え、令和2年度より体験型観光推進に特化した協力隊を新たに1名増員して取り組んでいくこととしております。

今後も、美幌峠を核とした観光振興や美幌町観光振興革新戦略ビジョン、アクションプランに基づいた事業を展開していくことには変わりはありませんが、観光客のニーズや時代に対応した観光も取り入れながら、美幌町に来られたお客様の満足度を高められるような観光行政を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 改めまして、美幌町職員定数について二、三お伺いいたします。

定数の考え方は十分理解しているつもりであります。現行として正職員が283名、臨時職員、嘱託職員が364名ということで、臨職、嘱託の方が多いわけですが、行政サービスの面からどのように考えているのか、これは民間企業であればそのような状態は当たり前のように前になっているということをお聞きします。

臨職、嘱託職員として働いている皆さんは優秀で、今、従事されているとっております。部署の中では一番プロらしく働いているようにも感じられるという町民の方もいることは私も聞くことがあります。そのことに関しては大変うれしく思っているところであります。

これからの人口減少を考えれば、安易に職員数を増やしてということを行うつもりはないのですけれども、行政に関しては、人口が減るからといって、仕事量が減るということは少ないと思います。財政のことを考えれば大変難しいと理解はしておりますが、それを承知で、今後に向けての正職員、臨時職員、嘱託職員の在り方について、町長のお考えをお聞きします。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 最初に、職員数においては、定数で定められた職員と令和2年度から臨時職員、嘱託職員を会計年度任用職員と振り分けて、二つの形があります。

町の職員としては、どちらであろうが町の職員で、行政に携わる者だと思っております。そういった中でいけば、本来職員と言われる定数で定められた職員でやり切れる、全てできるということが望ましいことではあるのですけれども、ある仕事に対して補助的に関わる職員については、今までも臨時職員、嘱託職員として採用しています。

その中で気をつけなければいけないのは、本来の定数に入る職員と臨時、それから嘱託の仕事の内容が同じという話をされましたけれども、本来は違うはずなのです。この辺について、私どもの管理職も含めて、職員もしっかり持たないと、同じではないかと思われると、この処分に対して同じにはなっていないということが問題になると思っております。

ですから、今回、職員に対する制度設計

をいろいろと進めております。そういった中で、職員が、どういう形で行政に関わっていくべきか、町民が望む職員になってきたか、今、仕事のバランスも全て調査しています。そのことをきちんと整理した中で、従来の臨時職員と言われる会計年度任用職員の方々に対する関わり方も整理していかなければならないと思っております。

ただ、一つ気になるのは、専門職員の取扱いをどうするかについては、例えば、保育士であれば、従来の定数に入っている保育士と会計年度任用職員である保育士との違いとか、その部分については内部でしっかり協議した中で対応をしていかなければならないと思っております。

基本的には、通常、雇用される定数と言われる職員で業務ができる努力を基本的にはする必要があると思っております。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 今、町長が言われたことだろうと私も思います。臨職の方が正職と変わらない仕事をしていると理解しているということを言ったのかと思っております。先ほど言ったように、臨職の方に聞いたほうが要件が早く済むという話を実際に耳にすることもあるものですから、今後、そういうことも含めて改善していきたいと思っております。

次に、会計年度任用職員についてであります。

他市町村の例によると、寒冷地手当、扶養手当を支給している自治体もありますが、本町はそのような手当はありません。それはどのような理由によるのか。

また、現在の職員数から見ても、美幌の行政運営において重要な戦力だと思いますので、その戦力に対して相応の対価を用意することも大事かと思っておりますが、改めてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） お尋ねの件で

ございますが、議員が御指摘のとおり、従来、美幌町で独自に支給しておりました寒冷地手当、扶養手当につきましては、新たな制度においては支給をしないことになっております。総務省が示す会計年度任用職員制度の事務処理マニュアルに沿った中で、こういう手当については支給対象にならないということでございますので、美幌町においても支給をしないことになってございます。

他の自治体の取組について美幌町の立場で申し上げるわけにはいきませんが、あくまでも総務省が定めるマニュアルに則した形で新たな制度設計を行ったということでございます。

ただ、年収ベースにおいて減収にならないように十分配慮したいということで給与水準の確保に努めてきたわけでありまして、残念ながら、一部の職員については年収総額が下回る状況になっているのもまた事実でございます。

なお、これら手当の支給について、総務省の研究会において検討が進められていると承っております。恐らく、今後も研究会において協議がなされた上で、その時々において国の対応も変わってくるのだろうと考えてございますので、そうした国の動向を踏まえて、美幌町としても適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 現在、国の方針でマニュアルどおりにいけばそうなっているということで、それがいいかどうかは別として、今の答弁で理解はいたします。

一つ基本的なことを伺いますけれども、民間、官庁を問わずと言ったらおかしいですけれども、臨職の方々は時間給が基本なのかと思うのですが、町内の民間企業の平均レベルと比較してどのような水準なのか、把握していれば教えていただきたいと

思います。それと比較してどうのこうのと申し上げるつもりは決してございませんが、民間ではパートの皆さんはそれぞれの大事な働き手で、その方々がいなければ役所も会社も機能しないということで、大変気になるところでありますので、もし把握していればお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 十分な御答弁にはならないかと思うのですが、まず、大きなくくりということで申し上げますと、私たち正職員の給与については、国において人事院勧告により、民間事業者の平均給与を調査した上で毎年度改定されていくということでございますので、基本的には民間の給与水準に準拠しているという押さえでよろしいかと思っております。

また、会計年度任用職員制度につきましても同様に、民間の給与水準に従った中で、その職種に応じて新たな給与を設定してございますので、それが美幌町内の民間事業者との給与の比較でどのようになっているかという現状は把握しておらず、申し訳ございませんが、基本的には一定程度、民間事業者との給与の適合性と言うのでしょうか、大きな差異はないのではないかと受け止めているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 美幌町の民間の水準は把握していない、調べていないけれども、適合はしているということです。これは、全国平均なのか、都会を水準としているのか分かりませんが、そういう理解だということです。

会計年度任用職員が、即、正職員への道というお考えはないということは理解できます。

昔の話ではありますけれども、臨職で採用されて、いつの間にか正職員になって、ぱりぱりと働いている方がいるという話を耳にしたことがあります。どのようにして

そうになったかは分かりませんが、今の時代には無理だということは、私も理解しております。

それであれば、意欲あるというか、正職員を希望される人があれば、しかるべき試験をして本採用という道があるわけですが、そのための支援があってもいいのではないかと思います。技術職にはあるようですが、町長どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 臨時職員という表現が私はあまり好きではないので、会計年度任用職員という言い方をさせていただきますが、今まで頑張ってきたから、今後、職員としての採用につながっていくという道については、地方公務員法という法律できちんと決まっております、できないと定められています。したがって、私どもの回答としても、そちらへ移行することはできないと御理解いただければと思います。

ただし、特殊な部門がありまして、私どもで言えば学芸員や技術職員については採用することが可能であるのですけれども、オープンにしなければいけないということで、今までも、基本原則を守って、技能を持っている方に門戸を広げて、希望する方がいれば、一緒に集めて採用試験をしてきたというのが現状です。

議員がおっしゃられる、会計年度任用職員の方々も頑張っていて、正職員と変わらないと、町民にそう見られているということ自体、町長として、内部組織としてしっかり見直しをする必要があると思っております。なぜかという、正職員と会計年度任用職員は役割が違うということですが、ずっときていたはずが、いつの間にか、同じことをやっているように見られているということです。職員として何をやらなければいけないのか、どういうスキル、モチベーションを持ってやるかということをお互いに話しながら変えていかなければいけないと思います。

先ほどの繰り返しになりますが、バランスを見なければいけないと思います。単純に平準化とはなりませんけれども、バランスの見直しをきちんとするという作業もしております。それをきちんとした中で、この仕事は短期的な業務だからこういう方をお願いしなければいけないという意味で、人をしっかり見極めなければならないと聞いていますので、その辺の御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） この件で私が言いたかったのは、今回の制度変更によって、ほとんどの方の支給額は上がったと記憶していますが、一部には下がった人がいるとのことで、そのことについて納得されていないと聞いております。制度上、そうにしなければならないのであれば、理解してもらう努力と改善方法を互いに相談することも大事だと思います。大事な働き手とするならば、双方が納得して働いてもらうことが町民への行政サービスにとって大事であると考えましたので、町長、そこについて改めてお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、給料が下がる方がいます。

先ほど部長からもお話しさせていただきましたけれども、従来出していた寒冷地手当や扶養手当がこの制度では認められない。ただ、そういうことは研究会で検討されているということと、この制度の説明のときに、他の議員から、本来それは町として出すべきではないかという話をされて、私も国から示されたルールでやっていますが、寒冷地手当や扶養手当については、この地域のことを考えたらきちんと出すべきではないかということに対しては、相手から言われるのを待つのではなく、こちらから国にしっかりと意見を述べていきたいと言っておりますので、そのことに対

して実現できればと思っております。

今、議員がおっしゃられましたが、会計年度任用職員だけではなく、職員みんなが頑張っていて、役場は頑張っているねと言われる組織になるよう、しっかり努力していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 次に、観光について改めてお聞きします。

観光に関しては、新町長として約1年たちますが、これまで積極的な行動をされてきた平野町長には、私は大変期待をしております。今後の町の観光はこれでいく、経済に関して政策も含めて積極的に取り組むという決意を期待して質問いたします。

コロナウイルスの拡散により、北海道の観光被害が6月まで続くことを考慮していたと思いますけれども、3,680億円という試算が新聞等で発表されております。観光バスはもとより、ホテル、旅館、また観光関連企業の損失は大変な状況と日々報道されているところです。また、観光以外の全ての業種において、今後どうなるか、戦々恐々としているところでもあります。

仮にコロナウイルスが終息しても、経済、消費の停滞はしばらく続くと予想されますが、国、道に手だてを求めるのは当然として、町としても何らかの対策を検討されていると思います。

また、町が委託している委託事業先への対策はどのようにしているのか、現時点で発表可能なものがあればお聞かせください。

これは、報道でもるるありましたけれども、消費税を凍結して救済する、また緊急小口資金、総合支援資金等が各機関で言われておりますが、我が町の関係機関の方々より、今後どうなるかという切実な声も直接届いております。当然、町長へも相談、陳情が寄せられていると思いますのでお聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、観光を切り口に、観光を含めた経済消費の停滞に対して町長はどういうふうに考えているのかという意味でお答えさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスの発生により、今、町として優先的に取り組ませていただいているのは、まずは町民の方々の命と健康を守るために、感染をどういうふうに防ぐか、感染リスクを減少させるかということに最大の努力をしている状況であります。

あわせて、この何日か経済部と協議をさせていただいているのは、美幌にある中小企業や個人事業者に対する対応をどうすべきか、国が資金等に対しての融資、言うならば、金利、保証料を免除するというのも踏まえながら、そういうことについてもいろいろと手をかけてきております。

それから、医療・介護施設等の物資の部分でどうなっているかということも、早い時期からいろいろと協議をして、国に要望してきております。

そういった中で、今の段階では国がいろいろな施策をするという手法を示している中において、今の御質問の観光を含めた企業の方々、町の中小企業や事業者に対する対応というところまではまだ至っておりません。これから、そういうことに対してもいろいろなことを考えていかなければいけないのですが、国がもう少し早くこうするというベース、また、北海道もこうするというのをしっかり示していただかないと、先にやれることはやりたいと思うのですけれども、そのことをしっかり見定めた中で、スピードを要することも頭に入れながら対応していきたいと思っております。それが今の状況です。

委託業者については、町に直接関わるところではそれぞれの担当で聞いておりますが、今、困っている状況や問題について、どうしていくかということまでは本部会

議の中で結論を出すに至っておりません。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 分かりました。

観光に関して、一つだけ伺います。

観光政策として、国は、観光立国推進法で、国際競争力の高い観光地の形成と振興に寄与する人材育成、国際観光振興、観光環境整備強化をうたって、日本全体の観光産業のてこ入れを図っております。道は、国に準じて積極的に、昨年の予算で約21億円を用意して、各地域、各方面に観光環境整備を促しております。以前は観光関連産業の方がぼやくような予算しかありませんでしたけれども、今は観光で産業振興と地域振興をしていこうということになっております。観光税もその表れの一つだと思います。

美幌町に関しては、美幌町観光振興革新戦略ビジョンを作成しており、「『ホッ』とする町！！～きっと行きたくなる癒しのまち“びほろ”～」を掲げて、戦略的に、積極的に観光整備を図るということですが、これから美幌町としてはどのように取り組むのか、町長にお聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 観光戦略については、私が町長になる前にいろいろな革新戦略ビジョンとかアクションプランを定めてきております。そのことを踏まえて、答弁の中でも申し上げましたけれども、美幌町1町だけで何かをするのは難しく、やはり広域的に取り組まなければいけないと考えております。

今、個々についてどうこうということはお示しできないのですが、考え方の基本となることを、今思っていることだけはお話しさせていただきたいと思えます。

まずは、戦略ビジョン、アクションプランということでは、それぞれがやってもらわなければいけないところと、本来、それをするために他の町村と協力体制を取らな

ければいけないものに対しては早急にやりましょうという話をしています。

例えば、今回、2市3町とか、美幌だけが入っていなかったものには入るようにしていますし、私どもの町は、阿寒摩周国立公園という中で、美幌峠がそこに位置するので、その取組にもしっかり関わっていくことが大事だと思っております。

東京都市大学の涌井先生が阿寒摩周国立公園のプロジェクトに関わっていただいているのですが、北海道は、一つの社会構造を、この地域も含めて観光構造へ移行していくのがいいのではないかという話をされておりました。

もともと観光というのは、その国の光を見るということですから、いいところを見ていくということで考えれば、この地域の自然をよくしていくことや、国際的なところで考えれば、これからの社会は、ICTが増えることによって、企業自体がデジタルの中でたまるストレスを自然の中で解消するため、グリーンインフラをしっかりと整備していくべきだと考えていますし、最終的にはそこに皆さんが集まってくると思うのです。そう考えると、ここは本当にいい地域だとおっしゃっていただきましたし、私もそう思っております。

ですから、この地域の自然、とりわけ農林業という資本財をもって、先を見据えて、皆さんの意思をそちらにしっかりと移行した中で、日本だけではなく、世界からインバウンドを受け入れる地域をつくっていくことがいいと思っています。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） これからやりたいという意欲の一端は分かりました。

最後に、近隣の観光プロジェクトとして、阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトがあります。今回、我が町もその流れで屈斜路湖を望みながらのトレイルルートの開発をしているところです。

満喫プロジェクトの発案・実行者は、町長の古くから知り合いの方であると聞いておりますが、その方の人脈を最大限に生かして、積極的に観光政策を考えてもいいのではないかと期待しているところですが、トレイルルートだけではなく、国立公園の中で様々な観光開発が考えられると思えますけれども、その辺のところを改めてお聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今おっしゃられた満喫プロジェクトには、知っている方が結構いらっしやいまして、その中心として動いている方も昔から親しくしておりますが、今回、仕事で何回か御一緒させていただいた中で、ぜひ美幌も入れていただいて、アドバイスや、場合によっては思いを町民の方々にも伝えてほしいというお願いをしております。

今、阿寒摩周国立公園広域観光等に関わっている中心的な人たちと、今までの絆も大切にしながら、町民の方々にアドバイスをいただいたり、一緒に関わっていただくことを今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） これからの町長の精力的な観光政策を期待して、終わります。

○議長（大原 昇君） これで、4番高橋秀明さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時20分といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております2項目について、以下、質問をいたします。

まず、美幌町の新規就農者支援についてであります。

その一つは、美幌町の新規就農者の今後の支援についてお伺いします。

平成15年度に1期1組の就農者を迎えて以来、平成30年度までに9期13組が就農いたしまして、若い家族農業者として積極的に地域貢献をしていただいているところであります。

同時に、経営規模が狭小、施設や設備、資金が脆弱など、受け入れた自治体として、今は家族農業の10年の間でございますが、それにふさわしく、次の3点の支援策が求められていると考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

1点目は、新規就農者に対する農業機械や設備などへの補助制度の充実、2点目は、野菜を対象とした美幌ブランド化の推進、3点目は、町を挙げた農産物の消費拡大の追求であります。

二つ目は、みらい農業センターの支援状況について伺います。

新規就農者を支援する美幌みらい農業センターの役割は大変大きく、これまで、アスパラでは冬姫、立茎の導入が行われ、イチゴ苗の生産、トマト（塩トマト）などの指導的役割を果たしてこられておりますが、これまでを総括し、みらい農業センターの今後の課題、新たな展望についてお示しいただきたいと存じます。

2項目めは、地方債の活用についてであります。

地方債の活用による公共施設の除却、転用について、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

1点目は、旧美幌中学校校舎は、耐震基準を満たしていないことから、再利用できずに放置されていると思っておりますが、公共施設等適正管理推進事業債、充当率9

0%、期限は令和3年度までとなっておりますが、これを適用いたしまして、除却し、跡地の適正利用を検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

2点目は、廃止となった施設の転用事業も公共施設等適正管理推進事業債、充当率90%、交付税の措置も一部あるわけですが、この適用となることから、町民要望を捉えて、廃止施設の地域集会室などへの転用を検討すべきではないかと思うわけですが、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

美幌町の新規就農者支援について。

初めに、美幌町の新規就農者の今後の支援についてであります。1点目の新規就農者に対する農業機械や設備等への補助制度の充実につきましては、本町は、担い手確保・経営強化支援事業や、強い農業・担い手づくり総合支援交付金など、国の補助制度の活用を基本としております。

例えば、担い手確保・経営強化支援事業では、農業用機械や施設を導入する際、取得価格の2分の1を補助することで融資の円滑化を図り、機械等の導入を支援しております。

また、まだ実績はないものの、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では、野菜、花卉を含めた産地収益力の強化に向けた支援制度があり、引き続き、農業者に周知を図りながら、各種補助事業が有効に活用されるよう取り組んでまいります。

さらに、新規就農者には、補助金以外にも、農業委員会、JA、普及センターによるサポートチームが就農後5年間、四半期ごとに訪問して、農業経営、圃場管理、生産技術の向上などに対する相談・助言を行い、農業で生計を立て、生活基盤の安定を図られるよう取り組んでおります。

2点目の野菜を対象とした美幌ブランドの推進であります。伏せ込みアスパラ

ガスは、冬姫の愛称で国産アスパラガスの端境期に出荷することによって、高収益化、希少価値化が図られておりますが、ビニールハウスや電熱線といった設備が必要なため、これまで生産戸数が増えていきませんでした。

そのため、令和2年度から2か年事業として、国の産地パワーアップ事業に加え、町及びJAが必要な設備の導入に対して助成を行い、伏せ込み及びハウス立茎栽培による生産拡大を進め、道内産アスパラガスの品薄な時期への出荷を進めて、高収益化を図ることができるよう、令和2年度に予算計上させていただいているところであります。

しかし、冬姫に続く農産物の銘柄のブランド化を図るには、一定期間に一定量を安定出荷することを需要者から求められるため、市場動向や需要に見合った作付規模と品質の安定化が必要となりますので、JAや普及センター、生産者などと連携を図りながら、ブランド化品目の誕生に向けて支援してまいります。

3点目の町を挙げた農産物の消費拡大の追求であります。第5次美幌町農業振興計画では、農業者が主体となって、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化への取組の推進、地産地消による地元農産物の需要拡大、クリーン農業などの取組を目指しております。引き続き、地元での販売体制の在り方などの研究を重ねながら、JAをはじめとする関係機関・生産者とともに地元産の農産物の消費拡大に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、大きな2点目のみらい農業センターのこれまでの総括と今後の課題、新たな展望についてであります。みらい農業センターでは、新規作物の調査研究と新規就農者の育成を柱として事業運営を行っております。

初めに、新規作物の取組では、これまで

に、アスパラガスのハウス立茎栽培、冬期間の出荷が可能となる伏せ込み栽培を初め、国内イチゴの主産地へ苗を供給するイチゴ苗の増殖栽培と、これら3品目の試験栽培に取り組み、その地域適性と有益性を実証し、関係機関と連携して、地域への普及推進を図ってきたところであります。

特に、イチゴの増殖栽培は、現在、年間の生産量が約130万本、JAの販売取扱い額は約6,000万円となっており、単位当たりの収益が極めて高い新規作物として地域に定着していると認識しております。

次に、新規就農者の実績といたしましては、平成30年度現在、13組が就農しており、就農者の中には、JA内の生産組合の会長、副会長を務める方も3名おられ、地域の中で中心的な活躍をされている実績もあります。

また、現在は、新規就農を予定する研修生が2名在籍し、それぞれ令和3年度及び4年度の就農に向けて、日々、各種研修に励んでいるところであり、新規就農者の育成の目的に対して一定の成果を上げているものと理解しているところであります。

次に、今後の課題と展望についてであります。新規作物の調査研究では、新たな新規作物のブランド化及び高収益性が期待できる新規作物の導入・拡大について、新技術の調査研究に関係機関と連携して取り組むことを基本としながら、現状に即したさらなる生産量の向上や作業の効率化を目指して、試験栽培などに取り組んでまいります。

また、市場性の拡大に向けては、農家戸数を増やしていく必要があるものと認識しており、この先予想される農家戸数の減少に対しては、これまでと同様に、地域の農業者の方々を初め、農業委員会との連携を継続しながら、離農者が新規就農者へ経営継承を希望した際、迅速に新規就農研修生を受け入れることができるように、研修体制の充実を図り、引き続き新規就農者の育

成に努めてまいります。

さらに、みらい農業センターは、美幌町観光まちづくり協議会の一員として、農村における教育旅行受入れ事業の一翼を担っております。本事業の取組は、新たな地域農業の活性化に有効な事業と考えており、みらい農業センターの新たな役割として積極的に携わってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、地方債の活用による公共施設の除却、転用についてですが、1点目の旧美幌中学校校舎につきましては、昭和39年3月末完成の建物で、築56年が経過しようとしております。平成24年4月に美幌中学校移転に伴い、普通財産として管理し、現在のところ、役場書庫・倉庫として活用しているため、除却することは考えてございませんので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の廃止となった施設の転用についてであります。廃止施設で活用されていない建物は現在16棟となっております。老朽度合いの著しい建物や現在進めております役場庁舎改築に合わせ、新たに空き施設が発生することも考えられますことから、令和2年度中に、転用の有無も含め、活用する建物と活用しない建物に区分けをし、解体等を含めた計画を策定する予定となっております。

御質問にありますとおり、廃止施設を転用する際には、公共施設等適正管理推進事業債をはじめ、有利な財源を活用してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

順番を逆にいたしまして、地方債の活用による公共施設の除却、転用について再質

聞したいと思います。

旧美幌中学校につきましては、活用されているということなので、私は耐震補強がされていない、どうしても限界があると思っていましたので、最終的には撤去して更地にと考えておりましたが、現に有効活用されているということでありますので、それは分かりました。

そこで、廃止施設が出てくるので、積極的に考えてみてはどうかということであります。私が申し上げました転用も一つの考え方ですが、集約化、複合化を図っていくという方向もあろうと思えますし、バリアフリー化することによって使い勝手をよくしていくという方向性もあるだろうと思えます。

あえて、答えを直ちにとすることは申し上げません。答弁の中では、令和2年度中に計画をつくっていききたいということです。

従来は、支援策がないということで、町の単独事業でやらざるを得ないという縛りがかかっている、多くの町民もしょうがないということで見えていた話です。そうではなくて、長期債が活用できるのと、財政状況によって若干動きがありますが、交付税措置もあるということで、では、積極的に活用を考えるかという町民の方も当然おられると思います。

そういう点では、改めて町民のニーズを的確に捉えて、有効活用を図っていただきたいと思うのですが、その方向性は同じだろうということを確認するためにお聞きいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、大江議員から、町の施設を解体するには財源がないということで、今回の御質問の中でこういうものがあるというお話をいただきましたが、事業債については平成29年に創設されたという状況です。そのことを踏まえて、これからは、当然きちんとした計画が

なければ、それを使うことができないということでもありますので、答弁をしたとおり、計画をきちんつくっていききたい、そして、今後、施設として再利用が可能かどうかをしっかりと検討していききたいと思えます。

ただ、建物として、棟数は持っているのですけれども、中身を見ますと、例えば、旧教員住宅とか、町からかなり離れたものとか、昭和40年ぐらいにできた野崎の共同作業所とか、本来、もう少し早く解体するような施設を含んでいることも事実です。

その中身を再度精査しながら、計画を立てて進めていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 分かりました。

そういう意味では、ぜひ積極的に御検討いただければと思います。

次に、最初の質問の美幌町の新規就農者支援についてお聞きしたいと思えます。

実は、みらい農業センターから、この間の13組の新規参入就農者の一覧をいただいております。

13組全体を見ますと、1戸当たりの経営面積は11.89ヘクタールということで、美幌町全体の経営規模で言えば、平成28年の農業基本調査では約25ヘクタールですから、相当小さい状況にあります。13戸中の4戸につきましては20ヘクタール以上持っていますので、大体、美幌町の平均だろうと思えますが、4戸を除く9戸の平均面積は5.4ヘクタールで、大分規模が小さいです。そして、5ヘクタール以下の経営面積はどうかというと、6戸で平均3.28ヘクタールです。大変小さいというのが実感で、厳しいなと思って見ておりました。

しかし、美幌だけが厳しいということでもないようです。

平成30年の新規就農者実態調査を道で

行っているのですが、これを見ますと、5ヘクタール以下の新規就農者は、野菜分野では92%です。美幌町は、小さな規模は施設あるいは露地の野菜生産者なので、全道的に特別に劣悪だということにはならないのだと認識いたしました。

同時に、私もハウスを持っていますので、規模が小さければ、当然、露地ではなくてハウスでいかざるを得ないということで、先ほど業者にお聞きしたのですが、105坪程度のハウスで、140万円くらいの資材に建て込みで30万円くらいですから、税込みで1棟200万円くらいかかるということです。これは、オリンピックの関係もあったのだと思うのですが、非常に高くなっています。一反歩にするためには3棟建てなければならないのですが、3棟程度では全然経営にならないのです。そうすると、掛ける数倍のハウスを建てなければならないということで、結構な初期投資がかかります。それに附帯する設備も出てきますので、大変厳しいなと思います。

美幌町の就農者の保有資金がどれくらいかは分かりませんが、道の調べで言えば、500万円以下の資金というのが52%です。野菜ではそのようです。500万円から1,000万円で見ますと、4戸のうち3戸までは資金は1,000万円以下という状況なので、もっともらしい経営形態を最初につくっていくのはなかなか厳しい状況です。

何回も申しますが、これは、美幌町だけではなくて、新規就農者の野菜部門の平均的な状況がそうだとことです。

御答弁もいただいたのですが、それに対する補助制度はどうかということで見ましたら、二つの事業を御紹介いただいています。担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の御紹介をいただいておりますが、これはいずれも融資を基本として補助金を出しましょう

ということです。2分の1の補助金になっていますが、融資額を上回る補助はしませんということです。借入れ資金が十分でなければ、補助金もそれに応じて減額されるという状況です。非常に有利な制度ではなく、融資主体型補助制度になっておりまして、かゆいところにはなかなか手が届かない状況にあります。

そこで、私は、最初に申し上げたのですが、国連が呼びかけている家族農業の10年の呼びかけは、家族農業を守るように各国が努力し、各地方自治体もその点で努力をしてもらいたいというもので、呼びかけの事業実施10年間で、今年はまだ既に始まっているわけです。新規就農者の全員が該当する家族農業で、しかも、極めて零細な家族農業に光を当てるというのではなく、経営規模の拡大とか、補助率はもう少し上げましょう、3分の1だけでも、2分の1まで上げてもいい、ただし、それは共同利用の機械とか共同利用の施設ということで、美幌の新規就農者は各地域、地域にばらばらに入っていて、共同利用にならない実態にあるということで、これは、置かれた状況を正確につかんだ上で、美幌型の新規就農者支援制度を大いに考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） これから答弁させていただくことは、多分、大江議員も分かっている質問だと理解しております。

今まで13組の就農という中で、実際の経営面積は小規模から大きいところまでありまして、先ほどありましたように4戸が20ヘクタールを超えています。時代の流れとしては、来ていただくことはいいですが、町としてどうすべきかという方向性をきちんと出すという考えの中でいけば、美幌は大規模農業をやっているということに基づくと、ある程度の面積をもって経営していただくことをベースとす

べきではないかということだと思っております。

この中で、面積の少ない農家でも、本人の希望で、あえて面積は要らない、こだわって野菜をやりたい、花卉をやりたいという方に対して、その面積が少ない、脆弱だからということにおいては分かりましたとは言えない部分があります。

それから、大江議員は、国連が採択している家族農業の10年ということで、よく例に出された中では、こういう言い方は失礼かもしれませんが、小さい農業を守るということではなくて、もともと国連で認めざるを得ない背景を十分に御存じだと思います。日本だけがということではなくて、世界の中で、自然現象があったり、飢餓で悩んでいるところもあります。そういう中で、地球全体を考えた場合にどういう形がいいだろうかということで、そういう中でベースになっているのは家族農業なので、家族農業イコール小さい農業もという意味ではないと私は理解しています。

ですから、北海道の中においては、少ない農業者たちでこれだけの面積をしっかりと守るためには、従来どおり大規模農業をどういうふうにするか、そのベースをあえて企業とかにやってもらうのではなく、家族の形態で、場合によっては家族で法人化をすることもいいでしょうし、それでしっかりと守っていくというふうに私は理解しています。

そういうことを考えると、美幌としても、この広大な1万ヘクタールの農地をこれからの農家の人たちとどういうふうにしっかりと守っていくかということを考える農業がまず大事だと思います。ただ、幹ばかりでは駄目なので、枝葉として、野菜をやりたい、花卉をやりたいという人をどういうふうに応援していくかということも大事なかなということでもあります。

ですから、私の支援の仕方としては、なかなか全部までは行き渡っていないですけ

れども、大江議員がおっしゃるような形は、検討するものの今の状態ではなかなか難しいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 面積的には大変厳しいですけれども、同時に、この問題を考える上で、美幌町の置かれている既存の農家はどうかということでも見てみました。

そうすると、同じく平成28年度のデータですが、経営規模が10ヘクタール以下の農家は53戸あるのです。全体で382戸ですから、約14%が10ヘクタール以下です。これも規模は非常に小さいのです。この53戸のうち9戸が新規就農者で構成されているので、新規就農者を考えるということは、同時に53戸の極めて小規模な農家をどうするかということにつながります。

下手をすると、十分な所得が得られない、いわゆる畑作三品などでは、やがて離農せざるを得ないという予備群に見えます。ですから、農家戸数を減らさない、あるいは美幌町の人口を減らさないということを見ていった場合に、野菜というキーワードで振興策を考えていくという余地は十分ある話だと思っております。

町長が言う、1戸当たりの経営面積を大きくするというのは一つの方策であって、それが間違いだと私は申し上げませんが、同時に、取り残されていくものは大きいところに吸収されればいいのだということではないと思っております。

そこで、美幌町のみらい農業センターが進めてきた冬姫や春取りのアスパラ、立茎のアスパラは非常に魅力のある話です。

ただ、現状ではなかなか厳しい要素も見られます。優良な親株を安定的に提供するという課題、労働が非常に厳しいという現場からの声も聞こえます。こういう部分もあります、市場に打って出るだけのもの

で、冬姫という名前は非常にいいと思うのです。寒さを利用しているということで、美幌のイメージを大いに高めてくれているのですけれども、量が伴わないということです。もしこの展望が見えて、成功例をどんどん打ち出すことができれば、これは面白いとって既存の農家の中にも当然入ってくる話になりますので、これは花が咲くだろうと思います。そして、それが全国に広がったら、美幌で野菜の生産をやれば面白いぞというような状況もつくり出せる可能性を持っていると思います。

せっかく補助制度ができた新年度なので、ここに力を入れつつ、ネックになる部分をどう解消していくかということが問われているのではないかと思います。

町長が先頭に立って、希少価値を前面に出して、そういう意味で中小・零細な農家の支援をぜひ考えていただきたいと思います。

時間の関係もありますから、併せて申し上げますが、野菜の点では若干競合するところがあると思うのですが、みらい農業センターが先頭に立って導入を呼びかけていた塩トマトも、なかなか評判がいいのです。ただ、産地化できないということで、これも一つのテーマになるのだろうと思います。

最初の御答弁でありましたが、私は、冬姫というのは、北の国で何ができるのだと言われていたことを逆手に取ったと思っています。大いに冬の寒さを活用するというので、例えば、ちぢみほうれん草をやってみました。寒ちぢみほうれん草です。糖度がすごく上がります。同じ時期の本州産のほうれん草の糖度を普及所で調べてもらったら、4.1度でしたが、提供したものは15.1度ということですから、味ももちろん歴然とした差があるのです。これも、寒さということが大事で、戦略的にやっていく必要があるのですが、市場では評価されていないです。やはり、生産のグループが

できていないと進んでいかない話です。

そういう点で、伸びしろは十分あるし、農協だけでなく、販売の民間の団体も美幌町にはあるのです。これが、新たに参入するメンバーにとってみれば、安心できる美幌町の売りだろうと思うのですが、こういうものも含めて、美幌町の農業のある種の構造転換に野菜という視点を入れることで、どの階層の農家も放っておかない、しっかりスクラムを組む町ですよという情報が発信されれば、非常に有効な手立てになるのだと思うのです。

その点でも同意されるのではないかと思います。町長、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほど、美幌の中できちんと全体の農地を守ることにおいてはお話ししたとおりです。その中で、10ヘクタール以下の農家に対してどうしていくかというのは、大江議員がおっしゃったことをしっかりしていかなければならないと思いますし、その先頭を走ってきたのはみらい農業センターではないかと思っています。これまでいろいろなことにチャレンジをしてきました。塩トマトもありますし、今、一生懸命力を入れてやろうとしているのはアスパラでありますし、ある程度安定してきているのはイチゴの苗です。また、私が経済部長のときには本わさびなどもやらせてもらいました。

ですから、関わる農家の方々が本当にそれをやりたいという思いをどういうふうを集めるかが問題なのです。当時、私が関わった農家で、本人たちはレタスに特化してやりたいと言ったときに、こういう方法もありますと言ったけれども、自分たちで選択されました。ですから、ある程度の個数をまとめる部分に対してどういうふうに関わるかというのは、町だけではなく、そこにいる人たちとか、JAとか、技術指導をするみらい農業センターの関わりの中で、今言われたような、寒ちぢみほうれん草

は、本当に糖度が高くて、甘くておいしく、これに市場性を持たせるためには、個数がないと攻めていけないです。ですから、そのきっかけとして、アスパラは本来ならば攻めていける予定だったのですけれども、途中で数が下がってきたから、今回、量を上げて、まずはアスパラからいきましょうということ、新年度予算を皆さんに提案して、議決をいただいた状況でありますので、しっかりやっていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 寒さを利用するという点では、JAきたみらいも寒ちぢみほうれん草をやっておられます。しかし、地元にはほとんど来ないです。

今回、地元産のちぢみほうれん草を食べていただいて聞いた評価としては、すごくうまいという声は出ています。ただし、本当に市場を相手にするとすれば、これは私の思いですけれども、冬姫の日本一早い伏せ込みのアスパラだということと同じように、日本一早い寒ちぢみほうれん草ということだろうと思います。

これを地元の人たちが、そのとおりだということで、最初のうちは面積が増えないにしても、一定のグループができて、札幌市場などに出していくことになれば、名実ともに11月末から12月初めに一定期間で出荷できるということで、これも面白いと思います。戦略的には、冬姫も非常に大事だし、寒さを利用したその他の野菜も栽培期間を延長するという意味で大変喜ばれる中身だと思っておりますので、もっと調査をしてみたいと思います。

私が農村を回っていると、美幌町には経営規模の小さい農家が結構あるのです。今、この程度の規模で畑作三品では、やがていなくなると実感しています。しかし、ここに別な野菜というキーワードで有利な作物が入っていくとすれば、これが5ヘク

タール、10ヘクタールと作られれば、技術も含めて入っていくと、相当な競争力を持つことになると思います。減らすどころか、美幌でやってみたいという声に変わる可能性を持っているので、ぜひ御検討いただきたいというふうに申し上げます。

今、一定の方向が出てきているのですが、みらい農業センターがこれまで果たしてこられた役割と今持っておられる課題については了解できます。積極的に評価をしたいと思っておりますし、今は人的にも転機にきている可能性があると思います。常に若い新規就農者がなかなか頑張っているし、頑張ってくれる可能性を持った人材が集まっています。この人たちを、人財として、ぜひプラスの評価を与えていただきたいのです。入ってきた段階では、なかなか元気な人たちが入ってきたとなりますが、そういう人が出ていったというふうになると、マイナスの影響は非常に大きいと思います。いろいろなお話を聞くと、大変熱心で有望な方々ですから、そういう点でぜひ大事にしていきたいということを申し上げます。

もう一つは、JA自体のスタンスとの違いが若干あるのかなと思います。大規模生産できるニンジンなども作っておられますけれども、細々としたものについては軸足を置いているとは言えません。

したがって、どういうことが求められるかということ、市場をどう確保するか、販路をどうするかということで、要綱も見ましたが、できれば、みらい農業センターが開発したり技術の普及をしたり、そこが市場も含めてやれないのかという思いはあるのですが、それは体制も含めてなかなか厳しいと思うのですが、何らかの形で市場の拡大に行政が動かなければ、なかなか厳しいという思いもあるのです。

かつて、経済部にいて、その辺もつかんでおられる町長としていかがですか。

やはり、販路を開くまでいかないと話が

終わってしまうので、そういう窓口などについても御検討をいただけないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 言っていることは非常に理解できます。私も経済部長をやっていたときに、私どものスタッフと一緒に言ってきたのは、販路をきちんとするというので、それは農産物だけではないです。加工品も含めてそうです。皆さん、作ることは作るのですが、それをどう売っていくか、どうマーケットに安心して安全なものとして売るか、そのことを担保して市場に出ていくという話であります。

ですから、みらい農業センターが野菜について今の体制では難しいというのは御理解いただいているとおりでと思いますし、それを町としてやるべきだということに関してそうですねと言えない事情があります。その前段は、市場に出せるだけの生産がなければ無理なのです。私はアスパラを、多い人は年間4回送っています。冬姫でも、夏と同じように2キロで送っています。東京圏の方々にはびっくりします。要は、露地の2キロと、12月近くに2キロもらったときの驚きです。いつも皆さんは美幌はすごいと言ってくれます。

ただ、それを広げるのは、市場の中で個数を確保しなかったら絶対に駄目だと思うので、先ほどから言われている販路についても努力するということは、私は町長としてトップセールスマンとしてやります。ただ、町全体として、組織としてというより、まずは生産する、ある程度確保する、その塊をつくるのが僕は大事だと思います。ある程度確保できれば、農協も関わってくれますので、役割として持ってもらえる部分があります。不満な部分は、ちゃんと言えば改善もしてくれます。

そういうことで、先ほどの話に戻りますけれども、販路のために町が担当を置いてまでということ、今の段階でやりますと

は言えない状況であります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） あまり時間がないのですが、実は、今回、北海道オホーツク管内美幌町で継承方式による新規就農者募集というのを出されて、応募もされています。これは、美幌町に後継者がいなくて、自分の土地をどうするかというときに、大きなヒントがあると思うのです。居抜きのまま来ませんかという点は非常にインパクトがあります。経営規模が分かるし、どんな条件でどこかということが分かります。

もう一つは、先ほど申し上げましたが、野菜の出荷グループはあるということです。

こういう有利なものを大いに参考にして、大変競争力のある野菜農家を美幌町で作り出すことが可能だという一つのヒントです。離農者を出すのではなくて、それだけの土地があるなら俺は行きたい、やりたいということを意味する中身なのだと思います。

そういう点で、私も作ったものをこのグループで若干売ってもらっていますが、なかなかいい人材もそろってきているので、町長のトップセールスで切り開いていただく場面が多分あるだろうと思うのです。そこは、ぜひ積極的に関わっていただきたいと思います。

また、新規就農者を受け入れて15年の節目でもありますので、就農者の状況を、現状とどういう悩みや希望を持っているかということ、節目として調査をしていただければと思います。その中に、飛躍のヒントもあるし、脱落させない材料があると思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

今、小中学校の修学旅行生を受け入れるということで、なかなか面白い農村における教育旅行受入事業を行うという答弁がありました。これも一筋縄ではいかぬだろう

と思うのですが、この課題等の展望について最後に聞かせていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） みらい農業センター主幹。

○みらい農業センター主幹（午来 博君）

大江議員のただいまの教育旅行受入事業についてお答え申し上げます。

本町の教育旅行受入事業につきまして、美幌町観光まちづくり協議会の事業の一環として実施をしてございまして、その受入れ事業の部会長として私が仕事をさせていただいております。

現状を申し上げますと、昨年、美幌町で初となります高校生の修学旅行生の受入れとして、6戸の農家で20名の生徒を受け入れて事業をスタートさせることができました。

本年につきましては、既に3校から依頼をいただいておりますので、人数も多くなっているものですから、早急に受入れ農家の拡大を図っております。その中で日々推進させていただいているのですが、現在では受入れ農家が15戸に拡大しております。

目標といたしましては、来年に百数十名の生徒をぜひとも受けてほしいという依頼をいただいておりますので、それに関しましては、お隣の津別町や大空町と連携して、広域連携の形での受入れを何とか実現させたいと思っております。今進めているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今まで就農された方の実態調査ということでもあります。今は13組ありますけれども、半数以上は、私もよくお会いして、いろいろ話を聞いていますので、そういう意味では、どういう状況かは私なりに理解していると思っております。新たに実態調査というよりも、本当に13戸の方々に対して、悩みとかも含めて一度検証する上でも、きちんと状況把握

はしたいと考えております。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎日程第3 決議案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第3 決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本決議案についてを採決します。

お諮りします。

本決議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第1号

○議長（大原 昇君） 日程第4 意見書案第1号「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第5 報告第2号

○議長（大原 昇君） 日程第5 報告第2号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第2号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（大原 昇君） 日程第6号 報告第3号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第3号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（大原 昇君） 日程第7 報告第4号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第4号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（大原 昇君） 日程第8 報告第5号例月出納検査報告について（11月～1月分）。

お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第5号例月出納検査報告について（11月～1月分）は、これで終わります。

◎日程第9 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第9 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） これで、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 2時27分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員